

川島町有施設への飲料用自動販売機の設置に関する募集要領

平成29年3月

【問合せ先】

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870-1

川島町役場 2階

川島町役場政策推進課

電話049(299)1752

入札による町有施設の貸付け許可の概要

川島町有施設における飲料用自動販売機の設置について一般競争入札を実施いたしますので、参加される方は、この募集要領及び入札心得書をご確認のうえ、お申込みください。

1 貸し付ける物件

入札により飲料用自動販売機の設置をするために賃貸する町有施設は、次のとおりです。詳細については、別添の物件調書をご覧ください。

物件番号	1	2	3
所在地	川島町大字下八ツ林 870-1	川島町大字下八ツ林 870-1	川島町大字曲師 370-1
設置場所	川島町役場 1F	川島町役場 1F	川島町環境センター
設置台数	1	1	1
貸付面積	1 m ²	1 m ²	1 m ²
年間の固定額及び 入札による売り上 げ金額に対する最 低貸付料率	年間固定額 8,000円 最低貸付料率 8%	年間固定額 8,000円 最低貸付料率 8%	年間固定額 8,000円 最低貸付料率 8%
販売品目	缶・ペットボトル	カップ(缶・ペットボ トルの複合も可)	缶・ペットボトル

※販売種目の販売価格については、入札参加者の定価以下としてください。

2 入札参加者の資格

入札心得書第3(入札参加資格)の要件を全て満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。入札参加資格をよく確認の上、申込みしてください。

3 許可に当たっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

- ①本貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づくものです。
- ②開庁日及び時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分(役場庁舎は土曜日のみ部分開庁)。日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は閉庁。
- ③本件入札により設置される飲料用自動販売機以外に、役場庁舎職員休憩室に自動販売機が設置されていますので、ご承知ください。

(2) 許可期間

平成 29 年 4 月 1 日（土）から平成 30 年 3 月 31 日（土）まで

(3) 貸付物件の用途指定

飲料用自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。違反した場合は、契約解除事由となります。

ア 飲料用自動販売機設置運営事業以外の用途で使用する事。

イ 貸付物件に工作物を設置すること。

ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。また、貸付物件を第三者に転貸すること。

エ 貸付物件に設置した自動販売機において酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 災害対応

災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型の機種を設置してください。

(6) 環境配慮

ノンフロンを冷媒として採用した機種、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種の設置に努めてください。

(7) 安全対策等

ア 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）を順守した措置を講ずるものとする。

イ 自動販売機の衛生管理及び感染症対策については、関係法令を順守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行なうものとする。

(8) 使用済み容器の回収

ア 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた、使用済容器のプラスチック製又は金属製の回収ボックスを必要数設置する。

(9) 自動販売機の管理運営

ア 設置事業者は、商品補充、金銭管理等について責任をもって行ない、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応するよう営業所の名称、所在地、電話番号等の連絡先を明確に表示すること。

ウ 自動販売機の汚損、毀損、故障等について、原因が町の責めに帰することが明らかな場合を除き、町は責めを負わないものとする。

(10) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、1 か月ごとに取りまとめ、売上報告書を提出してください。

(11) 実地調査等への協力義務

前記（3）及び（4）の履行状況を確認するため、本町が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、設置事業者は川島町に協力してくだ

さい。

(12) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、飲料用自動販売機設置運営事業に必要な費用は設置事業者が負担するとともに、契約期間終了後は、本町の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還してください。

4 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込みは、必ず受付期間内に行ってください。期間が過ぎてからの提出は、入札に参加できません。なお、申込みは、この募集要領の入札参加申込書の様式を使用し、入札参加心得書第4に示す書類も一緒に提出してください。

(1) 受付期間

平成29年3月6日（月）から平成29年3月21日（火）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所

川島町役場政策推進課（川島町役場2階）

〒350-0192 比企郡川島町大字下八ツ林 870-1

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。郵送による提出は、書留郵便で受付期間内に受付場所に到着するようにしてください。

5 入札の日時等

(1) 入札執行の日時及び場所

日時 平成29年3月24日（金）

時間 午後1時30分

場所 比企郡川島町大字下八ツ林 870-1 川島町役場小会議室

(2) 入札方法

ア 本人又はその代理人が、入札書を提出すること（代理人が入札に参加する場合は、委任状が必要になります。）。

イ 電送及び郵送による入札はできない。

ウ 入札は、入札心得書第5ウに示す入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所に持参し、提出すること。（町が受領印を押印した町有財産貸付け一般競争入札参加申込書）

エ 入札は、募集要領に示す「入札書」等の用紙を使用すること。

オ 入札書の提出後、入札の取消及び入札書の記載事項の変更はできない。

6 入札する貸付料率

売上金額に対する貸付料率（小数点以下第一位まで）を入札書に記入してください。

7 入札の無効

入札の無効事由に該当しないよう、ご注意ください。なお、詳細は入札心得書 第8（入札の無効）をご覧ください。

8 落札者の決定

入札書は、直ちに開札します。落札者の決定は入札参加心得書第10に示すとおりです。

9 契約手続等

開札により落札者が決定したときは、落札決定を通知します。

(1) 契約の締結

契約締結は、落札決定の通知と一緒に送る契約書（この募集要領の自動販売機設置場所賃貸借契約書で、落札決定の通知と一緒に送ります。）で落札決定の通知を受取った日から数えて、5日以内となります。

契約締結は、川島町が落札された方とともに、契約書に記名・押印したときに確定します。

(2) 貸付料の納付

入札心得書第15に示すとおり、年間の固定額を年度末に納付しなければなりません。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除します。

10 販売機設置の手続等

契約締結後、借受人は平成29年4月3日（月）から、平成29年4月10日（月）設置場所で飲料用自動販売機設置運営事業を開始できるよう、販売機設置のための準備を行なっていただきます。

(1) 電気料金等

借受人は貸付料のほかに、光熱水費の実費をお支払いいただきます。

(2) 販売機の設置

既設の自動販売機がある物件については、平成29年3月31日（木）を目処に撤去を行います。

入札心得書

(趣旨)

第1 この心得書には、飲料用自動販売機設置運営のための川島町有施設の一般競争入札による貸付に参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、この入札心得書のほか、川島町有施設への飲料用自動販売機の設置に関する募集要領(以下「募集要領」という。)の記載事項を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる条件をすべて満たす法人又は個人とします。

(1) 法人又は個人の所在地

法人の場合は、埼玉県内に本店、支店、営業所又は事業所を有し、個人の場合は川島町内に居住し又は店舗を設置し、業を営んでいること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)にもとづき更生手続開始の申立てが成されている(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)にもとづき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(4) 川島町暴力団排除条例(平成24年条例第3号。以下「条例」という。)に基づく、次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等(以下総称して「反社会的勢力」という)

イ 法人の代表者が反社会的勢力である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう)が反社会的勢力である者

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員でないこと。

(6) 市町村税を滞納していない者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、町が指定する日までに、次の(1)に掲げる書類を川島町役場政策推進課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 提出書類

ア 町有財産貸付け一般競争入札参加申込書（押印は実印を使ってください）

イ 住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本(登記事項証明書)）

ウ 印鑑証明書

エ 誓約書

オ 設置を希望する自動販売機及び回収ボックスの仕様が記載された書類の写し（寸法、消費電力等が確認できるもの）

カ 税納税証明書

(2) 入札参加申込書等は、持参又は郵送により提出してください（電送による受付は行わない。）。なお、郵送による申込みの場合は、郵便書留にて募集要領4（1）の受付期間内に（2）の受付場所に到着するようにしてください。

（入札時の持参書類等）

第5 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を入札当日に持参してください。

ア 入札書（募集要領に添付した入札書の様式を使用し、封入してください。）

イ 委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。）

ウ 入札参加資格があることが確認できた旨の通知書の写し

（入札保証金）

第6 入札保証金は、免除します。

（入札書）

第7 入札書は、募集要領に添付されています。

2 記入に当たっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

3 入札書に入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、実印(法人の場合は代表者印)を押してください。

4 入札金額は、売上金額に対する貸付料率を、算用数字を使って記入してください。

5 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の住所、氏名を記入するとともに（押印は不要）、代理人の住所、氏名を記入し押印してください。この場合、入札参加者が作成した委任状を添付してください。

6 入札書は、入札参加者の住所、氏名を封筒に表記してください。

7 投入した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の無効）

第8 次の各号に該当する者が行なった入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者

(2) 委任状を提出しない入札参加者の代理人として入札した者

(3) 指定した日時、場所に入札をしなかった者

(4) 記名押印のない入札をした者

- (5) 金額を訂正した入札をした者
- (6) 貸付料率その他の事項について、認知しがたい記載をした者
- (7) 最低貸付料率未満の入札をした者
- (8) 入札に関し不正行為を行ったと認められる者
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者
(開札)

第9 開札は、入札の終了後直ちに、入札場所において入札者を立ち合わせて行います。

(落札者の決定)

第10 落札者は、最低貸付料率以上かつ最高の貸付料率を入札した者とします。

2 町の最低貸付料率以上かつ最高の貸付料率を入札した者が2人以上ある場合は、直ちにくじによって落札者を決定します。

3 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で内容を入札参加者に直ちに口頭で公表します。

(再入札)

第11 入札回数は1回とし、再入札は行いません。

(落札の通知)

第12 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る行政財産使用許可について必要な事項を通知します。

(契約の締結)

第13 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。)に募集要領に添付する行政財産使用許可申請書を提出しなければなりません。ただし、やむを得ない理由があると町が認めた場合は、その期日を延長することができます。

2 前項の期間内に行政財産使用許可申請書を提出しないとき又は落札者の入札の無効を発見したときは、その落札は効力を失います。

3 落札者は、契約関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

(契約保証金)

第14 契約保証金は、免除します。

(貸付料の支払い)

第15 落札者は、年間の固定額を年度末に納付しなければなりません。

(契約の解除)

第16 落札者が次の各号の一に該当する場合には、町は契約を解除することができます。

(1) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合

(2) 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

(瑕疵担保責任)

第17 落札者は、契約締結後、貸付財産に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見し

ても貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(入札結果の公表について)

第 18 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者（法人・個人の別）を公表するとともに、川島町ホームページにも公表する場合があります。

町有財産貸付け一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

川島町長 飯島和夫様

申込人住所
氏名 ⑩
(名称・代表者名)
電話番号

町有財産貸付け一般競争入札に参加したいので、現況及び物件調書を確認のうえ、入札参加を申し込みます。

物件番号	物件の所在	貸付け用途	販売品目	設置台数	面積(m ²)
1	川島町大字下八ツ林 870-1	飲料用自動販売機設置	缶・ ペットボトル	1台	1m ²

※ 申込人の住民票の写し(法人の場合には法人登記簿謄本(登記事項証明書))、別紙「誓約書」、設置を希望する自動販売機及び回収ボックスの仕様が記載された書類の写し(寸法、消費電力等が確認できるもの)及び印鑑証明書を必ず添付してください。

町有財産貸付け一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

川島町長 飯島和夫様

申込人住所
氏名 ⑩
(名称・代表者名)
電話番号

町有財産貸付け一般競争入札に参加したいので、現況及び物件調書を確認のうえ、入札参加を申し込みます。

物件番号	物件の所在	貸付け用途	販売品目	設置台数	面積(m ²)
2	川島町大字下八ツ林 870-1	飲料用自動販売機設置	カップ(缶・ペットボトルの複合も可)	1台	1m ²

※ 申込人の住民票の写し(法人の場合には法人登記簿謄本(登記事項証明書))、別紙「誓約書」、設置を希望する自動販売機及び回収ボックスの仕様が記載された書類の写し(寸法、消費電力等が確認できるもの)及び印鑑証明書を必ず添付してください。

町有財産貸付け一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

川島町長 飯島和夫様

申込人住所
氏名 ⑩
(名称・代表者名)
電話番号

町有財産貸付け一般競争入札に参加したいので、現況及び物件調書を確認のうえ、入札参加を申し込みます。

物件番号	物件の所在	貸付け用途	販売品目	設置台数	面積(m ²)
3	川島町大字曲師370-1	飲料用自動販売機設置	缶・ペットボトル	1台	1m ²

※ 申込人の住民票の写し(法人の場合には法人登記簿謄本(登記事項証明書))、別紙「誓約書」、設置を希望する自動販売機及び回収ボックスの仕様が記載された書類の写し(寸法、消費電力等が確認できるもの)及び印鑑証明書を必ず添付してください。

入札書（一般競争入札）

平成 年 月 日

川島町長 飯島和夫様

住所
入札者
氏名 (名称・代表者名) 印

住所
代理人
氏名 印

次の物件番号の町有財産について募集要領及び契約内容を承知のうえ、下記の入札価格（売上金額に対する貸付料率）で申し込みます。

物件番号	物件の所在	貸付け用途	販売品目	設置台数	面積 (㎡)
1	川島町大字下八ツ林 870-1	飲料用自動販売機設置	缶・ペットボトル	1台	1㎡

入札料率	十の位	一の位	●	小数点以下第一位	%

- 住所及び氏名或いは名称は、住民票又は商業登記簿等のおりに記載してください。
- 代理人によって入札する場合は、本人の住所、氏名等のほか、代理人の住所、氏名等を記載し、代理人の印のみ押してください。
- 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状も必要です。
- 入札書への記載にあたっては、必ず募集要領を確認してください。
- 入札書へは、入札価格（貸付料率）を記載してください。
- 入札価格は、算用数字ではっきりと小数点以下第一位まで記載してください。
- 入札価格を書き損じたときは、新たな入札書で書き直してください
- 一度提出した入札書の変更、又は取消はできません。
- 入札書に押印する印鑑は実印とし、全ての提出書類と同一としてください。

入札書（一般競争入札）

平成 年 月 日

川島町長 飯島和夫様

住所
入札者
氏名 ⑩
(名称・代表者名)

住所
代理人
氏名 ⑩

次の物件番号の町有財産について募集要領及び契約内容を承知のうえ、下記の入札価格（売上金額に対する貸付料率）で申し込みます。

物件番号	物件の所在	貸付け用途	販売品目	設置台数	面積 (m ²)
2	川島町大字下八ツ林 870-1	飲料用自動販売機設置	カップ (缶・ペットボトルの複合も可)	1台	1 m ²

入札料率	十の位	一の位	●	小数点以下第一位	%

- 住所及び氏名或いは名称は、住民票又は商業登記簿等のおりに記載してください。
- 代理人によって入札する場合は、本人の住所、氏名等のほか、代理人の住所、氏名等を記載し、代理人の印のみ押してください。
- 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状も必要です。
- 入札書への記載にあたっては、必ず募集要領を確認してください。
- 入札書へは、入札価格（貸付料率）を記載してください。
- 入札価格は、算用数字ではっきりと小数点以下第一位まで記載してください。
- 入札価格を書き損じたときは、新たな入札書で書き直してください
- 一度提出した入札書の変更、又は取消はできません。
- 入札書に押印する印鑑は実印とし、全ての提出書類と同一としてください。

入 札 書（一般競争入札）

平成 年 月 日

川島町長 飯 島 和 夫 様

住 所
入札者
氏 名 ⑩
(名称・代表者名)

住 所
代理人
氏 名 ⑩

次の物件番号の町有財産について募集要領及び契約内容を承知のうえ、下記の入札価格（売上金額に対する貸付料率）で申し込みます。

物件番号	物件の所在	貸付け用途	販売品目	設置台数	面積 (m ²)
3	川島町大字曲師 370-1	飲料用自動販売機設置	缶・ペットボトル	1台	1 m ²

入札料率	十の位	一の位	●	小数点以下第一位	%

- 1 住所及び氏名或いは名称は、住民票又は商業登記簿等のおりに記載してください。
- 2 代理人によって入札する場合は、本人の住所、氏名等のほか、代理人の住所、氏名等を記載し、代理人の印のみ押してください。
- 3 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状も必要です。
- 4 入札書への記載にあたっては、必ず募集要領を確認してください。
- 5 入札書へは、入札価格（貸付料率）を記載してください。
- 6 入札価格は、算用数字ではっきりと小数点以下第一位まで記載してください。
- 7 入札価格を書き損じたときは、新たな入札書で書き直してください
- 8 一度提出した入札書の変更、又は取消はできません。
- 9 入札書に押印する印鑑は実印とし、全ての提出書類と同一としてください。

誓約書

私は、町有財産の貸付一般競争入札の参加にあたり、次の1から4のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が偽りであり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てしません。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- 2 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- 3 川島町暴力団排除条例(平成24年条例第3号。以下「条例」という。)に基づく、次の者
 - ① 条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等(以下総称して「反社会的勢力」という)
 - ② 法人の代表者が反社会的勢力である者
 - ③ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう)が反社会的勢力である者
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員。

上記3及び4においては、貴職において必要と判断した場合には、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

平成 年 月 日

川島町長 飯島和夫様

住所

氏名

(名称・代表者名)

㊞

委任状

代理人 住所

氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の町有財産貸付け一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	物件の所在	貸付け用途	販売品目	設置台数	面積 (m ²)
1	川島町大字下八ツ林 870-1	飲料用自動販売機設置	缶・ ペットボトル	1台	1 m ²

平成 年 月 日

委任者

住所

氏名

(名称・代表者名)

印

委任状

代理人 住所

氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の町有財産貸付け一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	物件の所在	貸付け用途	販売品目	設置台数	面積 (m ²)
2	川島町大字下八ツ林 870-1	飲料用自動販売機設置	カップ (缶・ペットボトルの複合も可)	1台	1 m ²

平成 年 月 日

委任者

住所

氏名

(名称・代表者名)

印

委任状

代理人 住所

氏名

⑨

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の町有財産貸付け一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	物件の所在	貸付け用途	販売品目	設置台数	面積 (㎡)
3	川島町大字曲師 370-1	飲料用自動販売機設置	缶・ペットボトル	1台	1㎡

平成 年 月 日

委任者

住所

氏名

(名称・代表者名)

⑨

行政財産使用許可申請書

平成 年 月 日

川島町長 飯島 和夫 様

申請人 住 所

氏 名 ⑩

行政財産を使用することについて許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

1. 許可を受けようとする行政財産

- (1) 名 称 _____
- (2) 所在地 _____
- (3) 分 類 _____
- (4) 数 量 _____

2. 使用目的 _____

3. 使用期間 _____ 平成 年 月 日から平成 年 月 日

4. 使用責任者及び人員 _____

5. 添付書類

- (1) 使用個所図面
- (2) 定款、決算書等（新規の場合）
- (3) その他（利用料の減免を申請する場合には、理由書を提出すること）

行政財産使用許可書

平成 年 月 日付をもって申請のあった川島町の行政財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定に基づき次により許可する。

平成29年 4月 1日

川島町長 飯 島 和 夫

使用者 住 所 _____

氏 名 _____

（使用財産）

第1条 使用許可する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとする。

① 名 称 _____

② 所 在 _____

③ 種 類 _____

④ 種目及び数量 1.0 m² _____

（使用目的及び使用方法）

第2条 使用者は、使用財産を次に指定する目的により使用しなければならない。

使用目的・方法 飲料自動販売機設置 _____

（使用期間）

第3条 使用期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（使用料）

第4条 使用料は、年額8,000円と1ヶ月の売上げの____%とする。使用料は、町の請求に基づき納入するものとする。

2 既納の使用料は、川島町の都合により使用財産の一部又は全部を返還させた場合のほか還付はしない。

（使用上の制限）

第5条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって使用財産の維持保存をしなければならない。

2 使用者は、使用財産について修繕、模様替、その他の行為をしようとするときは、事

前に書面により川島町の承認を受けなければならない。

3 使用者は、使用財産を他の者に転貸してはならない。

(使用許可の取消又は変更)

第6条 次の各号の一に該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消、又は変更することがある。

① 川島町が、使用財産を公用又は公共用に供する、もしくは使用を中止するとき。

② 使用者が、許可条件に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取消又は変更した場合、川島町は、その取消又は変更により生じた損失を補償しない。

(原状回復)

第7条 使用者は、使用制限が満了したとき又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、自己の負担において川島町の指定する期限までに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、川島町において承認したときはこの限りではない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その責に帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、又はこの許可書に定める義務を履行しないため、川島町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用償還請求の放棄)

第9条 使用者は、川島町の承認を得て使用財産について支出した必要費、有益費等の費用の償還を請求しないものとする。

(実施検査等)

第10条 川島町において必要があるときは、使用財産について実施に検査し、報告を求め若しくはその使用について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(疑義の決定)

第11条 この条件について疑義のあるとき又は使用財産について疑義を生じたときは、すべて川島町の決定によるものとする。

(不服の申立)

第12条 この許可について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に異議申立て(審査請求)をすることができる。